

ケアプランどんぐりの家

指定居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(春日井市指定 第 2372506135 号)

当事業所は、居宅介護支援のサービスを提供しています。利用者には事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次のとおり説明します。

◆目 次◆

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1. 事業所経営法人 | 9. 事故発生時の対応 |
| 2. 事業所の概要 | 10. 医療との連携 |
| 3. 事業の目的 | 11. 公正中立なケアマネジメントの確保 |
| 4. 運営の方針 | 12. 身体拘束に関する事項 |
| 5. 居宅介護支援の内容 | 13. 業務継続に向けた取り組み |
| 6. 利用料金 | 14. 感染症及びまん延防止のための措置 |
| 7. 苦情相談受付 | 15. 虐待防止に関する事項 |
| 8. 秘密保持 | 16. 第三者評価実施状況 |

1. 事業所経営法人

法 人 名	社会福祉法人 陽和福祉会
所 在 地	春日井市高森台5丁目6番地1
電 話 番 号	0568-91-5656
代 表 者	理事長 福井 雅子
設 立 年 月 日	2013年6月11日

2. 事業所の概要

①事業所の所在地等

事業所名	ケアプランどんぐりの家
事業所番号	2372506135
所在地	春日井市高森台5丁目6番地7
連絡先	(電話) 0568-95-5530 (FAX) 0568-95-5802
管理者	伊藤 美由紀
通常の実施地域	春日井市

②営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※祝祭日、12/29～1/3を除く
営業時間	8:30～17:30

③事業所の職員体制

	職務内容	人員数
管理者	従業者及び業務の状況把握の管理を一元的に行い、法令等の規定を遵守させるための指揮命令を行います。	常勤 1名 (兼務)
介護支援 専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 1名 (兼務)

3. 事業の目的

社会福祉法人陽和福祉会が開設するケアプランどんぐりの家（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

4. 運営の方針

- ①事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- ②利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- ④関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

5. 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等への連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも月に1回介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、本人の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。 (※モニタリングを2ヶ月に1回、テレビ電話等でお願ひする場合があります)
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者介護保険施設等に関する情報を提供します。

②テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

③主な業務範囲外の内容

・救急車への同乗 ・入退院手続きや生活用品調達等の支援 ・家事の代行業務 ・直接的
身体介護 ・金銭管理 ・自宅等のカギを預かること

④指定居宅介護支援の提供にあたって

指定居宅介護支援の提供に先立ち、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせください。

6. 利用料金

① 支援費・加算等

算定項目		単位数	自己負担
居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1・2	1,086/月	0 円
	要介護 3・4・5	1,411/月	
居宅介護支援同一建物減算		上記単位×95%	
介護職員等処遇改善加算		総報酬単位数×2.1%	
入院時情報連携加算	（Ⅰ）	250	
	（Ⅱ）	200	
退院・退所加算	（Ⅰ）イ	450	
	（Ⅰ）ロ	600	
	（Ⅱ）イ	600	
	（Ⅱ）ロ	750	
	（Ⅲ）	900	
通院時情報連携加算		50	
緊急時等居宅カンファレンス加算		200	
ターミナルケアマネジメント加算		400	

要介護の方は、介護保険から全額給付されるため自己負担金はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1 月につき厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介護サービス計画費の金額をいただきサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日居住地の市町村窓口にて提出すると、全額払戻を受けられます。

② 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- ・実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル未満 1,000円
- ・実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル以上 2,000円

7. 苦情相談受付

① 当事業所相談窓口

担当者 伊藤 美由紀 受付時間 平日8:30~17:30 電話番号 0568-95-5530

② その他相談窓口

春日井市役所 介護・高齢福祉課 電話番号 0568-85-6921

愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話番号 052-971-4165

8. 秘密保持

- ①事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

9. 事故発生時の対応

利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 医療との連携

- ①事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。
- ②訪問介護支援事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ③利用者が医療機関（歯科も含む）において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う場合があります。

11. 公正中立なケアマネジメントの確保

- ①利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業所に求めることができます。
- ②事業所が前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の提供割合を説明します。

12. 身体拘束に関する事項

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ①感染症及びまん延防止のための委員会の開催
- ②感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施

感染防止に関する担当者	伊藤 美由紀
-------------	--------

15. 虐待防止に関する事項

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ①虐待防止委員会の開催
- ②高齢者虐待防止のための指針の整備
- ③虐待防止研修の実施

虐待防止に関する担当者	伊藤 美由紀
-------------	--------

16. 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

居宅介護支援サービスに関する重要事項の説明を、本書面に基づき行いました。

ケアプランどんぐりの家 説明及び担当者 伊藤 美由紀

_____年 _____月 _____日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

【利用者】住所 _____

氏名 _____

【代筆者】住所 _____

氏名 _____ 続柄 (_____)